

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【公開番号】特開2009-244107(P2009-244107A)

【公開日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-042

【出願番号】特願2008-91028(P2008-91028)

【国際特許分類】

G 04 B 19/06 (2006.01)

【F I】

G 04 B 19/06 S

G 04 B 19/06 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器類の視認側に設けられる表示板であって、

少なくとも2つの光透過性を有する透光性基板と、

前記透光性基板のうち、少なくとも1つの透光性基板の少なくとも一面に形成される光透過性着色層と、

前記透光性基板同士の間を所定の距離だけ乖離させる乖離層とが積層して形成されることを特徴とする表示板。

【請求項2】

前記乖離層が、前記複数の透光性基板を接着させるための接着層であることを特徴とする請求項1に記載の表示板。

【請求項3】

前記接着層が、少なくとも前記透光性基板の外周部に対応する部分のみに形成されることを特徴とする請求項1または2に記載の表示板。

【請求項4】

前記乖離層が、空気から成る空気層であることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の表示板。

【請求項5】

前記光透過性着色層が、光透過性着色層を多層に積層して形成されることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の表示板。

【請求項6】

前記透光性基板の少なくとも一面に凹凸模様が形成されていることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の表示板。